平成２４年（フ）第４８号
静岡県掛川市中央２丁目17番地の３
債務者　市川　綾美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
福岡県大牟田市平原町48番地１
債務者　平川　　修
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第９６号
福岡県大牟田市平原町48番地１
債務者　平川　美幸
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４６０号
川崎市川崎区大島上町９番14号　大谷荘202
債務者　古茂田修久
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
川崎市宮前区菅生２丁目30番11号　カーサドマーニ102、前住所川崎市宮前区平４丁目２番16―104号　リブリ・エムール
債務者　小野　義和
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
川崎市宮前区有馬４丁目５番１―405号　市営住宅
債務者　野田　昭子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
川崎市川崎区堀之内町７番地３　池原ビル401、前住所千葉市若葉区みつわ台２丁目46番５棟402号
債務者　大久保　忠
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
川崎市中原区苅宿15番16―403号　アップルコート元住吉３
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
川崎市多摩区長尾５丁目18番６号　スカイハイツ201、前住所川崎市多摩区長尾４丁目４番５号　シャルマン向ヶ丘203
債務者　坂井美知代
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
川崎市多摩区菅３丁目11番３号　エステ稲田堤211
債務者　松田　一郎
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
川崎市川崎区藤崎３丁目10番４号　コーポ大師101
債務者　橋本マツエ
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３１１号
横浜市青葉区田奈町51番地８　グランシャリオⅡ―302号
債務者　小川　勇司
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２号
長野県小諸市甲4070番地　県住43―29号
債務者　山田　　知
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３８号
北海道野付郡別海町別海新栄町371番地
債務者　佐々木智子（旧姓猪股）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２３１４号
横浜市青葉区あざみ野１丁目21番地９　メープルサンケイ205
債務者　一色　民子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部